貿易保険の保険料率等に関する規程

平成13年４月１日　01-制度-00059

沿革　平成13年５月31日　一部改正

平成13年７月19日　一部改正

平成13年９月28日　一部改正

平成13年11月２日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成14年２月27日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成14年５月30日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成14年９月20日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成14年11月20日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成15年２月24日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成15年３月14日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成15年４月４日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成15年４月21日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成15年５月12日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成15年６月19日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成15年９月19日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成15年11月20日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成15年12月25日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成16年２月24日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成16年４月２日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成16年７月16日　一部改正

　独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。

Ⅰ　基本保険料率

　１　貿易一般保険

　 (1)　個別保険（貿易一般保険包括保険の各特約書によらず引き受ける場合。以下同じ。）

①　貿易一般保険約款（以下Ⅰの１において「約款」という。）第２条第１号のてん補危険に係る場合にあっては、別表第１のとおりとする。

②　約款第２条第２号又は第４号のてん補危険に係る場合にあっては、別表第２のとおりとする。ただし、代金等の決済が決済起算点（ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメントに定める起算点。以下同じ。）後２年未満の期間内に行われる案件（１０％以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から２年以上となるものを含む。以下「短期案件」という。）に係る場合にあっては、別表第３のとおりとする。

③　約款第２条第３号のてん補危険に係る場合は、次のとおりとする。

ⅰ）アメリカ合衆国、カナダ又はイラクを仕向国とする場合にあっては、１．２４２％（保険金額当たりの率）

ⅱ）上記ⅰ）以外の国を仕向国とする場合にあっては、０．３７２％（保険金額当たりの率）

④　約款第２条第５号のてん補危険に係る場合にあっては、別表第２のとおりとする。

　 (2)　包括保険（貿易一般保険包括保険の各特約書により引き受ける場合。以下同じ。）

イ　貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書（以下、「消費財等特約書」という。）により引き受ける場合にあっては、次のとおりとする。

①　約款第２条第１号のてん補危険に係る場合は、別表第４のとおりとする。

②　約款第２条第２号のてん補危険に係る場合は、別表第５のとおりとする。

③　約款第２条第３号のてん補危険に係る場合は、次のとおりとする。

ⅰ）アメリカ合衆国、カナダ又はイラクを仕向国とする場合にあっては、０．１６８％（保険金額当たりの率）

ⅱ）上記ⅰ）以外の国を仕向国とする場合にあっては、０．０２４％（保険金額当たりの率）

ロ　貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（電線）特約書又は貿易一般保険包括保険（自動車）特約書（以下、「設備財等特約書」という。）により引き受ける場合にあっては、次のとおりとする。

①　約款第２条第１号のてん補危険に係る場合は、別表第６のとおりとする。

②　約款第２条第２号のてん補危険に係る場合は、以下のとおりとする。

ⅰ）短期案件の場合又は代金等の決済が決済起算点後２年以上にわたって行われる案件（以下「中長期案件」という。）のうち、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料（以下「輸出貨物代金等」という。）の額から延払元本（ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本をいう。以下同じ。）及び当該延払元本に付随する金利の額を控除した額に係る場合は、別表第７のとおりとする。

ⅱ）中長期案件のうち延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る場合は、別表第９のとおりとする。

ハ　短期総合保険特約書により引き受ける場合にあっては、次のとおりとする。

①　約款第２条第１号のてん補危険に係る場合は、別表第６のとおりとする。

②　約款第２条第２号のてん補危険に係る場合は、別表第８のとおりとする。

ホ　貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書により引き受ける場合にあっては、次のとおりとする。

①　約款第２条第１号のてん補危険に係る場合は、Ⅰの1の(2)のロの①の保険料率（別表第６の保険料率）を準用する。

②　約款第２条第４号のてん補危険に係る場合にあっては、Ⅰの１の(2)のロの②の保険料率（別表第７及び別表第９の保険料率）を準用する。

ヘ　貿易一般保険包括保険（短期貸付契約）特約書により引き受ける場合にあっては、Ⅰの１の(2)のロの②のⅰ）の保険料率（別表第７の保険料率）を準用する。

ト　貿易一般保険包括保険（中長期貸付契約）特約書により引き受ける場合にあっては、Ⅰの１の(2)のロの②のⅱ）の保険料率（別表第９の保険料率）を準用する。

　 (3)　支出費用特約を付した貿易一般保険

「支出費用に係る貿易一般保険の取扱について」（平成13年４月１日　01-制度-00043）に規定する特約（以下「支出費用特約」という。）を付して引き受ける場合は、別表第１０のとおり。

　２　短期限度額設定型貿易保険（製造業用）

　　　短期限度額設定型貿易保険（製造業用）にあっては、別表第１１のとおりとする。

　３　輸出手形保険

　　　輸出手形保険にあっては、別表第１２のとおりとする。

　４　輸出保証保険

　　　輸出保証保険にあっては、別表第１３のとおりとする。

　５　前払輸入保険

　　　前払輸入保険にあっては、別表第１４のとおりとする。

　６　海外投資保険

　海外投資保険にあっては、別表第１５のとおりとする。

　ただし、保険期間の開始日（保険契約の締結日の属する月の１日をいう。）後に送金が行われる場合の当該送金額に係る当該送金日を含む保険年度（保険期間の開始日から１２月ごとの期間をいう。）における保険料の計算に当たっては、別表第１５に定める率に送金が行われた日の属する月から当該保険年度末の月までの月数を１２で除して得た数値を乗じて得た率を適用する。

　７　海外事業資金貸付保険

　(1)　保険契約を締結した際及び１年毎に保険料を払い込むべき場合（年払い方式）

　①　海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第２条第１号から第３号までの事由又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第２条第１号の事由に係る場合にあっては、次のとおりとする。

保険期間の１年又はその端数ごとに、当該１年間の平均残高（元本及び利子の毎日の残高を合計し、当該１年間の日数で除して得た額をいう。以下(1)において同じ。）に付保率を乗じて得た額につき０．７３０％

　 ②　海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第２条第４号若しくは第５号の事由又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第２条第２号若しくは第３号の事由に係る場合にあっては、次のとおりとする。

保険期間の１年又はその端数ごとに、当該１年間の平均残高に付保率を乗じて得た額につき０．１５０％

(2)　保険契約を締結した際並びに償還金額及び償還期限の確定を行った際に分割して保険料を払い込む場合（一括前払い方式）

　　イ．保険契約の申込みの日から第１回償還期限の６月前までの期間は、次のとおりとする。保険期間の１年又はその端数ごとに、(1)の料率を準用する。ただし、第２保険年度以降の各保険料は、第１回貸付実行日又は保険契約締結日のいずれか遅い日まで現在価値化率２．２０％を用い現在価値化する。

　　 ロ．第１回償還期限の６月前から最終償還期限までの期間は、次のとおりとする。ただし、各保険料は、第１回貸付実行日又は保険契約締結日のいずれか遅い日まで現在価値化率２．２０％を用い現在価値化する。

　　　　 ①金利を付保しない場合にあっては、別表第１６のとおりとする。

　　　　 ②金利を付保する場合にあっては、次のとおりとする。

　　　　　ⅰ）利率（金利が変動する海外事業資金貸付契約にあっては、当該契約の締結の日における当該契約に規定する利率の計算式に従い計算された利率。ⅱ）及びⅲ）において同じ。）が８％未満の場合にあっては、別表第１７のとおりとする。

　　　　　ⅱ）利率が８％以上であって１２％未満の場合にあっては、別表第１８のとおりとする。

　　　　　ⅲ）利率が１２％以上の場合にあっては、別表第１９のとおりとする。

Ⅱ　地域差料率（国別倍率）等

(1)Ⅰに定める保険料率のうち、貿易一般保険においては貿易一般保険約款第３条第１号から第８号までの事由に係る場合、支出費用においては支出費用特約第４条を準用したときの貿易一般保険約款第３条第１号から第７号までの事由に係る場合、輸出手形保険においては輸出手形保険約款第４条第１号から第４号までの事由に係る場合、前払輸入保険においては前払輸入保険約款第３条第１号から第４号までの事由に係る場合、海外投資保険においては海外投資保険約款第２条第１号から第３号までの事由に係る場合及び海外事業資金貸付保険においては海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第２条第１号から第３号までの事由又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第２条第１号の事由に係る場合の保険料率に、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）における仕向国、支払国又は保証国、輸出代金貸付契約又は仲介貿易代金貸付契約における貸付金の償還国、保証国又は事業が行われる国、前払輸入契約における前払金の返還国又は船積国、海外投資を行った場合における当該海外投資を行った国又は当該海外投資に係る事業の遂行上特に重要な不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益が存在する国並びに海外事業資金貸付を行った場合における当該海外事業資金貸付を行った国、保証を行った国又は事業を行った国の別表第２０に掲げる国別倍率をそれぞれ乗じることとする。

(2)①貿易一般保険の保険契約において貿易一般保険約款第２条第１号のてん補危険に係る場合の保険料率は、貨物等の仕向国、貨物代金等の支払国又は貨物代金等の保証国が異なるときは、いずれか料率の高い国の料率を適用する。

②貿易一般保険約款第２条第２号のてん補危険に係る場合の保険料率は、貨物代金等の支払国の料率を適用することとし、貨物代金等の支払国と貨物代金等の保証国（取消不能信用状（信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No.500)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないもの。以下「ＩＬＣ」という。）発行国又はＩＬＣ確認国を含む。以下同じ。）が異なるときには貨物代金等の保証国の料率を適用する。ただし、支払国以外の国の政府が出資する海外子会社を支払人とする輸出契約等において、貿易一般保険約款第３条第９号のてん補事由をてん補する場合にあっては、当該出資国又は支払国のいずれか料率の高い国の料率を適用する。なお、当該規定は、貿易一般保険約款第２条第４号及び第５号のてん補危険に係る場合の保険料率、輸出手形保険約款の保険料率並びに海外事業資金貸付保険約款の保険料率についても同様に取り扱うものとする。

③②の規定にかかわらず、中長期案件のうちプロジェクト・ファイナンス案件の保険料率は、貸付金の償還国と事業が行われる国が異なるときには、いずれか料率の高い国の料率（事業が行われる国が複数あるときは、当該プロジェクトの設備投資の額に基づき加重平均した料率と貸付金の償還国の料率のいずれか高い料率）を適用する。

④支出費用特約に係る場合の保険料率は、仕向国の料率を適用する。

⑤前払輸入保険約款の保険料率は、前払金の返還国と船積国が異なるときには、いずれか料率の高い国の料率を適用する。

⑥海外投資保険約款の保険料率は、海外投資を行った国と当該海外投資に係る事業の遂行上特に重要な不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益が存在する国が異なるときには、いずれか料率の高い国の料率を適用する。

⑦海外事業資金貸付保険約款の保険料率は、海外事業資金貸付を行った国と事業を行った国が異なるときには、いずれか料率の高い国の料率を適用する。

(3)便宜置籍国を仕向国又は支払国とする船舶の輸出契約については、(1)の規定にかかわらず国別倍率は１．０とする。

(4)次に掲げる借款等により決済が行われる輸出契約等（当該契約の決済がＬＣスウィッチ方式により行われるもの又は借款の供与機関から輸出者への直接送金により行われるものに限る。）又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の短期案件であって、貿易一般保険約款第２条第２号に規定する損失をてん補する場合の国別倍率については、上記(1)の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

イ．次の①から⑪までに掲げる借款等については、国別倍率Ａを適用する。

ロ．次の⑫から⑭までに掲げる借款については、国別倍率Ｂを適用する。

ハ．次の⑮に掲げる借款については、国別倍率Ｃを適用する。

ニ．次の⑯に掲げる借款については、国別倍率Ｅを適用する。

①　日本政府が行う無償供与、円借款等政府開発援助

②　国際協力銀行に係る輸出代金貸付契約又は仲介貿易代金貸付契約

③　国際復興開発銀行（ＩＢＲＤ）借款

④　国際金融公社（ＩＦＣ）借款

⑤　国際開発協会（ＩＤＡ）借款

⑥　アジア開発銀行（ＡＤＢ）借款

⑦　米州開発銀行（ＩＤＢ）借款

⑧　欧州開発基金（ＥＤＦ）借款

⑨　欧州復興開発銀行（ＥＢＲＤ）借款

⑩　欧州投資銀行（ＥＩＢ）借款

⑪　国際農業開発基金（ＩＦＡＤ）借款

1. アフリカ開発銀行（ＡｆＤＢ）借款
2. アフリカ開発基金（ＡｆＤＦ）借款
3. カリブ開発銀行（ＣＤＢ）借款
4. アンデス開発公社（ＣＡＦ）借款
5. 中米経済統合銀行（ＣＡＢＥＩ）借款

(5)上記(1)の規定にかかわらず、以下の機関を借入人とする中長期案件であって、貿易一般保険約款第２条第５号に規定する損失をてん補する場合の国別倍率

イ．アンデス開発公社（ＣＡＦ）については、国別倍率Ｃを適用する。

ロ．中米経済統合銀行（ＣＡＢＥＩ）については、国別倍率Ｅを適用する。

(6)上記(2)②の規定にかかわらず、イラク貿易銀行が発行するＩＬＣにより決済が行われる輸出契約又はイラク貿易銀行を借入人とする輸出代金貸付契約については、貿易一般保険約款第２条第２号又は第５号に規定する損失をてん補する場合の国別倍率は、国別倍率Ｃを適用する。

Ⅲ　割引・割増料率等

　　次の１，２，３，４,１０(2),１３及び１４については、各別表における非常危険保険料率に別表第２０の国倍率を乗じて得た率を保険料率として割増料率を算定するものとする。

１　「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年４月１日　01-制度-00042）に規定する特約を付して引き受ける場合の保険料率は、次のとおりとする。

（注）割増率を乗じる期間はフルターンキー契約に定める期間とする。

(1)　個別保険

　中長期案件に係る場合は別表第２、短期案件に係る場合は別表第３の約款第３条第１号から第７号までの事由に係る場合の保険料率にそれぞれ１００分の１１０を乗じて得た率。

(2)　包括保険

別表第７の約款第３条第１号から第７号までの事由に係る場合の保険料率にそれぞれ１００分の１１０を乗じて得た率。

２　「共同保険の取扱について」（平成13年４月１日　01-制度-00062）に基づき、メイン・サブ方式の国際コンソーシアムにおける危険を他の国の保険機関と共同保険の方式により引き受ける場合は、次のとおりとする。

(1)　個別保険

① 貿易一般保険約款第２条第１号のてん補危険に係る場合は、別表第１の保険料率に１００分の１１５を乗じて得た率。

②　貿易一般保険約款第２条第２号のてん補危険に係る場合は、別表第２又は別表第３の保険料率に１００分の１３５を乗じて得た率。

(2)　包括保険

①　貿易一般保険約款第２条第１号のてん補危険に係る場合は、別表第６の保険料率に１００分の１１５を乗じて得た率。

②　貿易一般保険約款第２条第２号のてん補危険に係る場合は、次のとおりとする。

ⅰ）短期案件及び中長期案件のうち輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料の額又は技術等の提供の対価から延払元本及び当該延払元本に付随する金利の額を控除した額に係る場合は、別表第７の保険料率に１００分の１３５を乗じて得た率。

ⅱ）中長期案件のうち延払元本及び延払元本に付随する金利に係る場合は、別表第９の保険料率に１００分の１３５を乗じて得た率。

３　貿易一般保険約款第２条第２号、第４号、又は第５号のてん補危険に係る場合であって、貿易一般保険（外貨建・変動金利対応方式：年払い）特約、貿易一般保険（外貨建対応方式：年払い）特約、貿易一般保険個別保険（外貨建対応方式：一括前払い）、貿易一般保険包括保険（外貨建対応方式：一括前払い）特約、貿易一般保険個別保険（外貨建対応方式：短期）特約又は貿易一般保険包括保険（外貨建対応方式：短期）特約を付した場合の保険料率は、次のとおりとする。

イ．貿易一般保険（外貨建・変動金利対応方式：年払い）特約又は貿易一般保険（外貨建対応方式：年払い）特約を付した場合

(1)　個別保険

輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約にあっては別表第２１の保険料率に別表第２３の１の率を乗じて得た率。

(2)　包括保険

設備財等特約書、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書又は貿易一般保険包括保険（中長期貸付契約）特約書により引き受ける場合にあっては、別表第２２の保険料率に別表第２３の１の率を乗じて得た率。

ロ．貿易一般保険個別保険（外貨建対応方式：一括前払い）特約又は貿易一般保険包括保険

　 （外貨建対応方式：一括前払い）特約を付した場合

(1)　個別保険

　 輸出契約等、輸出代金貸付契約又は仲介貿易代金貸付契約にあっては、別表第２の保

険料率に１００分の１２７を乗じて得た率。

(2)　包括保険

設備財等特約書、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書又は貿易一般保険包括保険（中長期貸付契約）特約書により引き受ける場合にあっては、別表第９の保険料率に１００分の１２７を乗じる。

ハ．貿易一般保険個別保険（外貨建対応方式：短期）特約又は貿易一般保険包括保険（外貨

　　建対応方式：短期）特約を付した場合

(1)　個別保険

　 輸出契約等、輸出代金貸付契約又は仲介貿易代金貸付契約にあっては、別表第３の保

　 険料率に１００分の１２７を乗じて得た率。

(2)　包括保険

　　　設備財等特約書、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書又は貿易一般保険

　　　包括保険（短期貸付契約）特約書により引き受ける場合にあっては、別表第７の保険

　　　料率に、短期総合保険特約書により引き受ける場合にあっては、別表第８の保険料率に１００分の１２７を乗じて得た率。

４　海外事業資金貸付保険（外貨建・変動金利対応方式：年払い）特約、海外事業資金貸付保険（外貨建対応方式：年払い）特約、海外事業資金貸付保険（変動金利対応方式：年払い）特約、海外事業資金貸付保険（外貨建・変動金利対応方式：一括前払い）特約、海外事業資金貸付保険（外貨建対応方式：一括前払い）特約又は海外事業資金貸付保険（変動金利対応方式：一括前払い）特約を付した場合の保険料率は、Ⅰ７の料率に別表第２３の２の率を乗じて得た率とする。

　５　短期総合保険の信用保険料率にかかる割引・割増料率等は、次のとおりとする。

(1)　信用危険保険金支払限度額が日本貿易保険が算出した額を超える場合

短期総合保険特約書第５条第２号で規定する約款第３条第１０号又は第１２号の事由に係る場合の保険金支払限度額（以下「支払限度額」という。）を設定した場合であって、当該支払限度額が「貿易一般保険の運用等について」（平成13年４月１日　01-制度-00034、以下「運用規程」という。）第４１条第２項に規定する暫定限度額を超える場合は、別表第８の信用危険Ｂの保険料率に次の式により算定した率（以下「限度額割増率」という）を乗じて得た率。

ただし、支払限度額を暫定限度額で除した値（小数点以下第２位を切り上げ。以下「暫定限度額の割増倍率」という。）が１．２以下の場合を除く。

［算式：限度額割増率の算定］

　　　限度額割増率（％）＝１／５×（暫定限度額の割増倍率－１）×１００＋１００

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　注）小数点以下第４位を四捨五入

(2)　貿易一般保険約款第３条第１０号又は第１２号の事由に係る損害率に信用料率が相応しないと認められる場合にあっては、別表第２４。

６　貿易一般保険（中長期案件であって貿易一般保険約款第２条第２号、第４号又は第５号のてん補危険に係る場合に限る。）又は海外事業資金貸付保険における割引・割増料率等は、次のとおりとする。

1. 相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行又は一流銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証がない輸出契約等、輸出代金貸付契約、仲介貿易代金貸付契約又は海外事業資金貸付契約であって、貿易一般保険約款第３条第１０号若しくは第１２号に基づく危険、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第２条第４号若しくは第５号又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第２条第２号若しくは第３号の危険（以下この項において「信用危険」という。）をてん補する場合の割増保険料率（Non-L/G信用割増料率）は、その危険の程度に応じて、年率０．１％、０．３％、０．５％、０．７％又は０．９％のいずれかの率（これらの率を用いて算出した保険料率が、貿易一般保険については、別表第９における信用危険に係る保険料率を下回る場合には別表第９における当該保険料率、海外事業資金貸付保険については、Ⅰ７(1)②の料率又は(2)に従って算出した信用危険に係る保険料率を下回る場合には、それぞれⅠ７(1)②の料率又は(2)に従って算出した当該保険料率）とする。ただし、相手国政府（財政当局に限る。）、中央銀行若しくは一流銀行を支払人とする輸出契約等又は相手国政府（財政当局に限る。）、中央銀行若しくは一流銀行に直接貸し付ける輸出代金貸付契約、仲介貿易代金貸付契約若しくは海外事業資金貸付契約を除く。
2. 貿易一般保険及び海外事業資金貸付保険（一括前払い方式）に係るＮon-Ｌ/Ｇ信用割増料

　　　率の算出に当たっては、現在価値化率２．２０％を用い現在価値化する。

７　貿易一般保険（中長期案件であって貿易一般保険約款第２条第２号、第４号又は第５号のてん補危険に係る場合に限る。以下この項、１０(2)及び１２において同じ。）及び海外事業資金貸付保険において、プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、借入人が生み出す生産物を買取る者（以下「オフテイカー」という。）の借入人に対する代金等の支払いについてオフテイカーが所在する国の政府の保証が付されている輸出代金貸付契約、仲介貿易代金貸付契約又は海外事業資金貸付契約の場合であって、かつ、当該保証が履行されなかったときに、貿易一般保険約款第３条第１０号若しくは第１２号、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第２条第４号若しくは第５号又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第２条第２号若しくは第３号のいずれかとしてではなく、貿易一般保険約款第３条第７号、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第２条第３号又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第２条第１号ハのいずれかとしててん補する場合の保険料は、貿易一般保険及び海外事業資金貸付保険における信用危険保険料相当額（特別非常危険保険料）を付加するものとする。

　８　日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代

　　金貸付契約（以下「貸付契約」という。）の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担

　　する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図る

　　ために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は貸付契約の相手方が新たに締結した輸

　　出契約等又は貸付契約について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、か

　　つ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めた場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、

　　本規程に基づく信用保険料率（複数ある場合にはいずれか高い方の率）の１.５倍、２倍、

　　２.５倍又は３倍のいずれかの割増保険料率を適用するものとする。

　９　次の国を仕向国とする輸出契約等であって、当該輸出契約等において当該仕向国内における

　　輸出貨物又は仲介貿易貨物の引渡しを支払条件と定めている場合にあっては、Ⅱ(2)②又は(6)

　　の規定にかかわらず、仕向国の料率を適用する。

1. アフガニスタン
2. イラク

１０　海外投資保険における割引・割増料率等は、次のとおりとする。

1. 被保険投資の相手方又は被保険者が外国政府等と当該被保険投資の相手方が行う事業その 他被保険投資に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、当該被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって、事業の遂行上特に重要なものを外国政府等による当該契約の義務の不履行若しくはこれに反する行為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の割増保険料率は、年率０．２％とする。
2. 被保険投資の対象となる株式に質権が設定されている場合（ただし、保険金請求時までに質権を消滅させることを条件としている場合又はこれと並行して貿易一般保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が当該質権の質権者である場合を除く。）の保険料率は、別表第１５の料率（(1)の場合には、更に年率０．２％を加えた率）に１００分の１１０を乗じて得た率とする。

１１　貿易一般保険（短期案件であって、貿易一般保険約款第２条第１号、第２号又は第４号のて　ん補危険に係る場合に限る。）において、海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人であって、「海外商社名簿について」（平成13年４月１日　01-制度-00063。）の与信管理区分（以下、「与信管理区分」という。）ＥＭ、ＥＦ、ＥＣ又はＰに格付けされている者を代金等の支払人とする輸出契約等（ILC(発行銀行又は確認銀行が、与信管理区分Ｇ又はＳＡに格付けされている場合に限る。)により決済されるもの及び政府開発援助契約等に基づく決済がなされるものを除く。）について、貿易一般保険約款第３条第９号から第１２号までの事由をてん補する場合にあっては、その危険の程度に応じて、別表第１の信用危険料率（与信管理区分Ｐに格付けされている者を代金等の支払人とするものに限る。以下この項において同じ。）又は当該料率の２倍の料率及び別表第３の信用危険Ａ料率又は信用危険Ｂ料率（与信管理区分ＥＭ又はＥＦに格付けされている者を代金等の支払人とするものについては、運用規程第１１条第１項の確認が行われた場合を除く。以下この項において同じ。）若しくは当該信用危険Ｂ料率の２倍の料率を適用するものとする。

１２　貿易一般保険において、ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメント第４８条に基づき日本以外の参加

　　国が事前通報を行った場合であって、「エスクロアカウント」又は「国際金融機関との協調

　　融資」を適用する基準を満たすものについては、当該通報の割引率（通報を行った国が複数あ

　　る場合は最も高い割引率）と同じ割引率を適用するものとする。

１３　「知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成15年10月

1日 03-制度-00065）に規定する特約を付して引き受ける場合の保険料率は、別表第３の保険

　　料率に保険金支払限度額の保険金額の総額に対する割合を乗じて得た率を適用するものとす

　　る。

１４　海外事業資金貸付（保証債務）保険において、次に掲げるいずれかの外国法人がアセアン諸国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する当該本邦法人又は本邦人以外の本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合であって、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第２条第１号イに規定する事由、又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第２条第１号ハに規定する事由であって当該債券の発行を行った国から送金が行われないことに起因するものにより、当該債券の償還が期限までに行われないことによって保証を履行したことにより受ける損失をてん補しない場合の非常危険に係る保険料率は、Ⅰ７の料率に１００分の５０を乗じて得た率とする。

1. 本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の２分の１を超えて保有していること。
2. 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数（役員会において議決権を有する者に限る。以下同じ。）の２分の１を超える役員数を占めていること。
3. 本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の４分の１を超え２分の１以下を保有している場合で、次のいずれかの条件に該当していること。
   1. 当該外国法人の筆頭株主であること。
   2. 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数の４分の１を超える役員数を占めていること。

Ⅳ　その他

〔１〕上記ⅠからⅢまでの規定に拘わらず、次の場合には、次の保険料を徴収するものとする。

１　最低保険料

　　　貿易一般保険個別保険の保険契約にあっては、保険金額にⅠの１の基本保険料率、Ⅱの国別倍率及びⅢの割引・割増料率等を乗じて得た額が、１０，０００円に満たない場合の保険料は、１０，０００円とする。

　　　また、短期限度額設定型貿易保険（製造業者用）及び輸出手形保険に係る場合は、この額を３，０００円とする。

２　保険の申込み等の遅滞及び脱漏に係る保険料

　 (1)　貿易一般保険包括保険及び輸出保証保険包括保険の各特約書において特約締結者又は輸出者等の故意又は過失により特約締結者が保険の申込み又は輸出契約等の内容の変更の通知を著しく遅滞又は脱漏したとき（日本貿易保険の調査、保険事故の発生等により判明したものに限る。）は、当該案件に係る保険料は、本規程に基づき算出する保険料の２倍に相当する金額とする。

1. 貿易一般保険包括保険及び輸出保証保険包括保険の各特約書において特約締結者又は輸出者等の故意又は過失により特約締結者が保険の申込み又は輸出契約等の内容の変更の通知を著しく遅滞又は脱漏したときは、当該特約締結者又は輸出者等に係る保険契約について、期間を定めて本規程に基づく保険料の２倍の範囲内において日本貿易保険が定めた数値（１を超える数値に限る。）を乗じて得た金額を当該保険契約の保険料の金額とすることができる。

３　延滞金の請求

　　　日本貿易保険は、保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を納付しなかったときは、保険料及び当該保険料について日本貿易保険が指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95％の割合で計算した延滞金を請求することができる。

〔２〕返還保険料

保険料は、各約款及び各特約書の規定に従い返還するものとする。ただし、返還すべき保険料が３０，０００円未満の場合は、次の場合を除き、返還しない。

　①保険料の精算の場合

　②日本貿易保険の責めに帰する事由により、保険料の過納が行われた場合

〔３〕外部機関を利用して調査・検討を行う場合の費用負担

　日本貿易保険が、貿易保険の引受けに際して、外部の機関を利用して環境配慮その他の調査・検討を行う場合、当該貿易保険の引受けを求める者に対して、それに要する費用の負担を求めることができるものとする。

〔４〕日本貿易保険の職員等がプロジェクトの関係者等と協議・検討を行う場合の費用負担

プロジェクト・ファイナンス案件又はNon-L/Gコーポレート・ファイナンス案件に係る保険契約締結の内諾を申請する者の要請に応じて、日本貿易保険の職員又は日本貿易保険が委託する弁護士その他の者が外国において、事業内容及びファイナンス・スキーム等についてプロジェクトの関係者等と協議・検討を行う場合、日本貿易保険は当該内諾を申請する者に対して、それに要する交通費、宿泊費、通信費、旅行雑費及び弁護士報酬等費用の負担を求めることができるものとする。

〔５〕保険料率は、特に定める場合を除き、小数点以下第４位を四捨五入し第３位までを有効と

　　　する。

　　　附　則

１　この規程は、平成13年４月１日以降締結される保険契約に適用する。

２　平成13年3月31日までに政府が保険契約を締結した案件については、従前の規定を適用する。

３　平成13年3月31日以前に「貿易保険の引受けに係る内諾書について」（平成11年4月1日　平成11・04・01貿局第１号）第２条の規定に基づき、内諾書を取得している案件であって、貿易一般保険（外貨建・変動金利対応方式：年払い）特約書、貿易一般保険（外貨建対応方式：年払い）特約書、海外事業資金貸付保険（外貨建・変動金利対応方式）特約書、海外事業資金貸付保険（外貨建対応方式）特約書又は海外事業資金貸付保険（変動金利対応方式）特約書を付して保険契約を締結する案件について、保険料を納付するに当たっては、別表第２２にかかわらず、以下のとおりとする。

　　(1)　貿易一般保険個別保険及び包括保険

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 外貨建対応及び変動金利対応の場合 | 外貨建対応のみの場合 |
| 各保険年度終了後に精算する場合 | １０７．５／１００ | １０５／１００ |
| 各保険年度終了後に精算しない場合 | １１８．９／１００ | １１５．５／１００ |

　　(2)　海外事業資金貸付保険

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 外貨建対応の場合 | | 外貨建対応なし、変動金利対応の場合 |
| 固定金利 | 変動金利対応 |
| 各保険年度終了後に精算する場合 | 105/100 | 107.5/100 | 105/100 |
| 各保険年度終了後に精算しない場合 | 115.5/100 | 118.9/100 | 105.5/100 |

　　　附　則

　　この改正は、平成13年６月１日以降締結される保険契約に適用する。

　　　附　則

　　この改正は、平成13年８月１日から実施する。

　　　附　則

　　この改正は、平成13年10月９日から実施する。

　　　附　則

　　この改正は、平成13年11月12日から実施する。

　　　附　則

　　この改正は、平成14年４月１日から実施する。

　　　附　則

　　この改正は、平成14年６月10日から実施する。

附　則

　　この改正は、平成14年10月１日から実施する。

附　則

　　この改正は、平成14年12月１日から実施する。

附　則

　　この改正は、平成15年３月６日から実施する。

　　　附　則

　　この改正は、平成15年４月１日から実施する。

　　 附　則

　　この改正は、平成15年４月14日から実施する。

附　則

　　この改正は、平成15年５月１日から実施する。

　　　附　則

　　この改正は、平成15年５月23日から実施する。

附　則

　　この改正は、平成15年６月30日から実施する。

　　　附　則

　　この改正は、平成15年10月１日から実施する。

　　　附　則

　　この改正は、平成15年12月１日から実施する。

附　則

　　この改正は、平成16年１月５日から実施する。

　　　附　則

　　この改正は、平成16年３月５日から実施する。

　　　附　則

　　この改正は、平成16年４月12日から実施する。

　　　附　則

　　この改正は、平成16年7月26日から実施する。

別表第１

貿易一般保険個別保険約款第２条第１号のてん補危険に係る場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（保険金額当たりの率）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険契約の申込みの日から輸出、販売又は賃貸する  までの期間 | 約款第３条第１号から第８号までの事由に係る場合  （非常危険） | 約款第３条第９号から第１１号までの事由に係る場合  （信用危険） |
| ５月以内  　５月超－　８月以内  ８月超－１１月以内  １１月超－１４月以内  １４月超－１７月以内  １７月超－２０月以内  ２０月超－２３月以内  ２３月超－２６月以内  ２６月超－２９月以内  ２９月超－３２月以内  ３２月超－３５月以内  ３５月超－３８月以内  ３８月超－４１月以内  ４１月超－４４月以内  ４４月超－４７月以内  ４７月超－５０月以内  ５０月超－５３月以内  ５３月超－５６月以内  ５６月超－５９月以内  ５９月を超えるもの | ０．２０８％  　０．２４５％  　０．２８２％  　０．３１９％  　０．３５６％  ０．３９３％  ０．４３０％  ０．４６７％  ０．５０４％  ０．５４１％  ０．５７８％  ０．６１５％  ０．６５２％  ０．６８９％  ０．７２６％  ０．７６３％  ０．８００％  ０．８３７％  ０．８７４％  ０．８７４％に５９月を超える期間の３月又はその端数ごとに０．０３７％を加算した率 | ０．０４３％  ０．０５１％  ０．０５９％  ０．０６７％  ０．０７５％  ０．０８３％  ０．０９１％  ０．０９９％  ０．１０７％  ０．１１５％  ０．１２３％  ０．１３１％  ０．１３９％  ０．１４７％  ０．１５５％  ０．１６３％  ０．１７１％  ０．１７９％  ０．１８７％  ０．１８７％に５９月を超える期間の３月又はその端数ごとに０．００８％を加算した率 |

別表第２

　貿易一般保険個別保険約款第２条第２号（中長期案件）、第４号（中長期案件）及び第５号のてん補危険に係る場合

　　　　　（保険金額当たりの率）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貨物の輸出、販売若しくは賃貸の日若しくは対価の確認の日から決済期限までの期間又は貸付日から償還期限までの期間 | 約款第３条第１号から第７号までの事由に係る場合  （非常危険） | 約款第３条第１０号又は第１２号の事由に係る場合  （信用危険） |
| ３月以内  ３月超－　６月以内  ６月超－　９月以内  ９月超－１２月以内  １２月超－１５月以内  １５月超－１８月以内  １８月超－２１月以内  ２１月超－２４月以内  ２４月超－２７月以内  ２７月超－３０月以内  ３０月超－３３月以内  ３３月超－３６月以内  ３６月超－３９月以内  ３９月超－４２月以内  ４２月超－４５月以内  ４５月超－４８月以内  ４８月超－５１月以内  ５１月超－５４月以内  ５４月超－５７月以内  ５７月超－６０月以内  ６０月を超えるもの | ０．２５３％  ０．４３９％  ０．６２５％  ０．８１１％  ０．９４１％  １．０７１％  １．２０１％  １．３３１％  １．４６１％  １．５９１％  １．７２１％  １．８５１％  １．９８１％  ２．１１１％  ２．２４１％  ２．３７１％  ２．５０１％  ２．６３１％  ２．７６１％  ２．８９１％  ２．８９１％に６０月を超える期間の３月又はその端数ごとに０．１３０％を加算した率 | ０．０３３％  ０．０５７％  ０．０８１％  ０．１０５％  ０．１２１％  ０．１３７％  ０．１５３％  ０．１６９％  ０．１８５％  ０．２０１％  ０．２１７％  ０．２３３％  ０．２４９％  ０．２６５％  ０．２８１％  ０．２９７％  ０．３１３％  ０．３２９％  ０．３４５％  ０．３６１％  ０．３６１％に６０月を超える期間の３月又はその端数ごとに０．０１６％を加算した率 |

別表第３

貿易一般保険個別保険約款第２条第２号及び第４号のてん補危険に係る場合

（短期案件）

　　　　　 （保険金額当たりの率）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貨物の輸出、販売又は賃貸の日又は対価の確認の日から決済期限までの期間 | 約款第３条第１号から第７号までの事由に係る場合  （非常危険） | 約款第３条第１０号又は第１２号の事由に係る場合  (信用危険Ａ：注１) | 約款第３条第１０号又は第１２号の事由に係る場合  (信用危険Ｂ：注２) |
| ３月以内  ３月超－　６月以内  ６月超－　９月以内  ９月超－１２月以内  １２月超－１５月以内  １５月超－１８月以内  １８月超－２１月以内  ２１月超－２４月以内  ２４月超－２７月以内  ２７月超－３０月以内  ３０月超－３３月以内  ３３月超－３６月以内  ３６月超－３９月以内  ３９月超－４２月以内  ４２月超－４５月以内  ４５月超－４８月以内  ４８月超－５１月以内  ５１月超－５４月以内  ５４月超－５７月以内  ５７月超－６０月以内  ６０月を超えるもの | ０．２５３％  ０．４３９％  ０．６２５％  ０．８１１％  　０．９４１％  　１．０７１％  　１．２０１％  　１．３３１％  　１．４６１％  　１．５９１％  　１．７２１％  　１．８５１％  　１．９８１％  　２．１１１％  　２．２４１％  　２．３７１％  　２．５０１％  　２．６３１％  　２．７６１％  　２．８９１％  ２．８９１％に６０月を超える期間の３月又はその端数ごとに０．１３０％を加算した率 | ０．０３３％  　０．０５７％  　０．０８１％  　０．１０５％  　０．１２１％  　０．１３７％  　０．１５３％  　０．１６９％  　０．１８５％  　０．２０１％  　０．２１７％  　０．２３３％  　０．２４９％  　０．２６５％  　０．２８１％  　０．２９７％  　０．３１３％  　０．３２９％  　０．３４５％  　０．３６１％  ０．３６１％に６０月を超える期間の３月又はその端数ごとに０．０１６％を加算した率 | ０．６７６％  １．０３１％  ５．８９５％  １０．６２９％  １３．１２２％  １５．６１５％  １８．１０８％  ２０．６０１％  ２３．０９４％  ２５．５８７％  ２８．０８０％  ３０．５７３％  ３３．０６６％  ３５．５５９％  ３８．０５２％  ４０．５４５％  ４３．０３８％  ４５．５３１％  ４８．０２４％  ５０．５１７％  ５０．５１７％に６０月を超える期間の３月又はその端数ごとに２．４９３％を加算した率 |

（注１）信用危険Ａとは、輸出契約等における代金の支払人が与信管理区分Ｇ、ＥＥ若しくはＥＡに格付けされたものである場合、輸出契約等の決済についてＩＬＣ（発行銀行又は確認銀行が与信管理区分Ｇ又はＳＡに格付けされている場合に限る。）を取得した場合又は政府開発援助契約等に基づく決済がなされる場合をいう。

（注２）信用危険Ｂとは、信用危険Ａに該当しない場合をいう。

別表第４

　消費財等特約書により引き受ける場合であって、約款第２条第１号のてん補危険に係る場合

　 （保険金額当たりの率）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険契約の申込みの日から  輸出するまでの期間 | 約款第３条第１号から第８号までの事由に係る場合  （非常危険） | 約款第３条第９号から第１１号までの事由に係る場合  （信用危険） |
| ６月以内  　６月超－１２月以内  　１２月超－１８月以内  １８月超－２４月以内  ２４月超－３０月以内  ３０月超－３６月以内  ３６月超－４２月以内  ４２月超－４８月以内  ４８月超－５４月以内  ５４月超－６０月以内  　６０月を超えるもの | ０．０２９％  　０．０６３％  　０．０９７％  　０．１３１％  　０．１６５％  ０．１９９％  ０．２３３％  ０．２６７％  ０．３０１％  ０．３３５％  ０．３３５％に６０月を超える期間の６月又はその端数ごとに０．０３４％を加算した率 | ０．０１０％  　　０．０１５％  　　０．０２０％  　　　０．０２５％  　　　０．０３０％  　　　０．０３５％  　　　０．０４０％  　　　０．０４５％  　　　０．０５０％  　　　０．０５５％  ０．０５５％に６０月を超える期間の６月又はその端数ごとに０．００５％を加算した率 |

別表第５

　消費財等特約書により引き受ける場合であって、約款第２条第２号のてん補危険に係る場合

　　　　　　　　　　　 （保険金額当たりの率）

|  |  |
| --- | --- |
| 貨物の輸出の日からその代金又は賃貸料の決済期限までの期間 | 約款第３条第１号から第７号までの事由に係る場合  （非常危険） |
| ６月以内  　　６月超－１２月以内  １２月超－１８月以内  １８月超－２４月以内  ２４月超－３０月以内  ３０月超－３６月以内  ３６月超以降 | ０．０４２％  　　０．０７６％  　　０．１１０％  　　０．１４４％  　　０．１７８％  ０．２１２％  　０．２１２％に３６月を超える期間の６月又はその端数ごとに０．０３４％を加算した率 |

別表第６

　設備財等特約書又は短期総合保険特約書により引き受ける場合であって、約款第２条第１号のてん補危険に係る場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（保険金額当たりの率）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険契約の申込みの日から  輸出、販売又は賃貸する日までの期間 | 約款第３条第１号から第８号までの事由に係る場合  （非常危険） | 約款第３条第９号から第１１号までの事由に係る場合  （信用危険） |
| ６月以内  　　６月超－　１２月以内  １２月超－　１８月以内  １８月超－　２４月以内  ２４月超－　３０月以内  ３０月超－　３６月以内  ３６月超－　４２月以内  ４２月超－　４８月以内  ４８月超－　５４月以内  ５４月超－　６０月以内  　６０月超－　６６月以内  ６６月超－　７２月以内  ７２月超－　７８月以内  ７８月超－　８４月以内  ８４月超－　９０月以内  ９０月超－　９６月以内  　９６月超－１０２月以内  １０２月超－１０８月以内  １０８月超－１１４月以内  １１４月超－１２０月以内 | ０．０５３％  　 ０．０５９％  　０．１１１％  　 ０．１３５％  　０．１５９％  　 ０．１８３％  　０．２０３％  　 ０．２２３％  　 ０．２３８％  　０．２５３％  　　 ０．２６８％  　 ０．２８３％  　０．２９７％  　 ０．３１１％  　０．３２５％  　 ０．３３８％  　０．３５１％  　 ０．３６４％  　 ０．３７６％  　０．３８８％ | ０．０１９％  　０．０２１％  　 ０．０４０％  　０．０４９％  　０．０５８％  　０．０６７％  　０．０７４％  　 ０．０８１％  　０．０８６％  　０．０９１％  　　　０．０９６％  　 ０．１０１％  　０．１０６％  　０．１１１％  　０．１１６％  　０．１２０％  　 ０．１２４％  　０．１２８％  　０．１３２％  　　　０．１３６％ |

別表第７

設備財等特約書により引き受ける場合であって、約款第２条第２号のてん補危険により引き受ける場合

　　　（保険金額当たりの率）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 輸出、販売又は賃貸の日から  決済期限までの期間 | 約款第３条第１号から第７号までの事由に係る場合  （非常危険） | 約款第３条第１０号又は第１２号までの事由に係る場合  （信用危険） |
| １月以内  １月超－　　３月以内  ３月超－　　６月以内  　６月超－　１２月以内  １２月超－　１８月以内  １８月超－　２４月以内  ２４月超－　３０月以内  ３０月超－　３６月以内  ３６月超－　４２月以内  ４２月超－　４８月以内  ４８月超－　５４月以内  ５４月超－　６０月以内  ６０月を超えるもの | ０．０３８％  ０．０７１％  ０．０９８％  ０．２３９％  ０．３８０％  ０．５２１％  ０．６６２％  ０．８０３％  ０．８７４％  ０．９４５％  １．０１６％  １．０８７％    １．０８７％に６０月を超える期間の６月又はその端数ごとに０．０７１％を加算した率 | ０．００８％  ０．０１５％  ０．０２０％  ０．０４９％  ０．０７８％  ０．１０７％  ０．１３６％  ０．１６５％  ０．１７９％  ０．１９３％  ０．２０７％  ０．２２１％    ０．２２１％に６０月を超える期間の６月又はその端数ごとに０．０１４％を加算した率 |

別表第８

　短期総合保険特約書により引き受ける場合であって、約款第２条第２号のてん補危険に係る場合

　　　　　（保険金額当たりの率）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 輸出又は販売の日から  決済期限までの期間 | 約款第３条第１号から第７号までの事由に係る場合  （非常危険） | 約款第３条第１０号又は第１２号の事由に係る場合  （信用危険Ａ） | 約款第３条第１０号又は第１２号の事由に係る場合  （信用危険Ｂ） |
| １月以内  １月超－　　２月以内  ２月超－　　３月以内  ３月超－　　４月以内  ４月超－　　５月以内  ５月超－　　６月以内  ６月超－　　７月以内  ７月超－　　９月以内  ９月超－　１２月以内  １２月超－　１８月以内  １８月超－　２４月以内  ２４月超－　３０月以内  ３０月超－　３６月以内  ３６月を超えるもの | ０．０３８％  ０．０７１％  ０．０７１％  　０．０９８％  ０．０９８％  　０．０９８％  　０．２３９％  ０．２３９％  ０．２３９％  　０．３８０％  ０．５２１％  ０．６６２％  ０．８０３％  ０．８０３％に３６月を超える期間の６月又はその端数ごとに０．０７１％を加算した率 | ０．００８％  ０．０１５％  ０．０１５％  ０．０２０％  ０．０２０％  ０．０２０％  　 ０．０４９％  　０．０４９％  ０．０４９％  　 ０．０７８％  　０．１０７％  　０．１３６％  　０．１６５％  ０．１６５％に３６月を超える期間の６月又はその端数ごとに０．０１４％を加算した率 | ０．０１０％  　０．０１６％  　０．０２６％  　０．０４１％  　０．０６６％  　０．１０５％  　０．１６８％  　０．４３０％  　０．５３８％  　０．５８１％  　０．６２４％  　 ０．６６７％  　０．７１０％  ０．７１０％に３６月を超える期間の６月又はその端数ごとに０．０４３％を加算した率 |

（注１）信用危険Ａとは、輸出契約又は仲介貿易契約における代金の支払人が与信管理区分Ｇ、ＥＥ若しくはＥＡに格付けされたものである場合、当該契約の決済についてＩＬＣ（発行銀行が与信管理区分Ｇ又はＳＡに格付けされている場合に限る。注２において同じ。）を取得した場合又は政府開発援助契約等に基づく決済がなされる場合をいう。

（注２）信用危険Ｂとは、輸出契約又は仲介貿易契約における代金の支払人が与信管理区分ＥＭ又はＥＦに格付けされたものであってＩＬＣによる保証がない場合（政府開発援助契約等に基づく決済がなされる場合を除く。）をいう。

別表第９

　設備財等特約書により引き受ける場合であって、約款第２条第２号のてん補危険（中長期案件のうち延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係るものに限る。）に係る場合（総合保険料率）

（延払の証券記載の保険価額元本の合計額当たり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 約款第３条第１号から第７号  までの事由に係る場合の保険  料率（％） | 約款第３条第１０号又は第１２号  の事由に係る場合の保険料率（％） |
| 総合保険料率－  　　　(総合保険料率×0.1) | 総合保険料率　×　０．１ |

(i) 上記の総合保険料率(％)は、次の①から④までの数値を乗じて算出する。

1. 総合保険料率適用期間年数×a＋b
2. 非常付保率÷0.95
3. １＋c×（（非常付保率－0.95）÷0.05）
4. d

　　上記の a、b、c 及び d は、決済地のカテゴリー別に定められた次表の数値を表す。

決済地のカテゴリー別係数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ａ | ｂ | ｃ | ｄ |
| Ａ | 0.05000 | 0.17500 | 0.00000 | 0.99650 |
| Ｂ | 0.10000 | 0.35000 | 0.00000 | 0.99650 |
| Ｃ | 0.22500 | 0.35000 | 0.00337 | 0.99350 |
| Ｄ | 0.39200 | 0.40000 | 0.00489 | 0.98500 |
| Ｅ | 0.58500 | 0.50000 | 0.01639 | 0.98250 |
| Ｆ | 0.78000 | 0.80000 | 0.03657 | 0.98250 |
| Ｇ | 0.95000 | 1.20000 | 0.05878 | 0.98000 |
| Ｈ | 1.12000 | 1.80000 | 0.08598 | 0.98000 |

（注）③の数値は、非常付保率0.950以下の場合は、１とする。

(ii) (i)の決済地のカテゴリーに属する国は、日本貿易保険が別に定めるところによる。

(iii) (i)の総合保険料率適用期間年数は、次の式により算出する。

総合保険料率 期間M/S日から決済 決済起算点から最終の決済

＝ ＋ 期限までの期間（以下

適用期間年数 起算点までの期間 「延払期間」という。）

上記において延払期間は、次の式により算出する。

　 延払期間　＝　（ＡＷＬ　－　０．２５）　÷　０．５

ＡＷＬとは Average Weighted Life of The Actual Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。

　 n

　 　 Σ（Ｒi）

　 　 i=1

|  |
| --- |
|  |

ＡＷＬ ＝ 　　　　 × Ｔｙｎ

Ｔｄｎ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ｎ | 決済回数 |  |
| Ｒｉ | 第ｉ回目の決済（第ｉ回目の決済に係る延払の保険価額元本の額× Ｔｄｉ ÷ 延払の保険価額元本の総額） |
| Ｔｄｉ | 決済起算点から第ｉ回目の決済期限までの日数 |
| Ｔｄｎ | 決済起算点から最終の決済期限までの日数 |
| Ｔｙｎ | 決済起算点から最終の決済期限までの年数 |

注１：　保険料率は小数点以下第３位までを有効とする。

注２：　総合保険料率は、小数点以下第４位を四捨五入し、第３位までを有効とする。

注３：（総合保険料率×０.１）の計算により得た数値は、小数点以下第４位を切り捨て、第３位までを有効とする。

注４： ③の数値は、小数点以下第６位を四捨五入し、第５位までを有効とする。

注５：　総合保険料率の計算の各過程（期間Ｍ/Ｓ日から決済起算点までの期間、ＡＷＬ、Ｒｉ及びＴｙｎを除く。）において生じた数値は、小数点以下第１１位を四捨五入し、第１０位までを有効とする。

注６：　期間Ｍ/Ｓ日から決済起算点までの期間、ＡＷＬ及びＴｙｎは、小数点以下第３位を四捨五入し、第２位までを有効とする。

注７： 期間Ｍ／Ｓ日は、第１回船積日から起算して決済起算点までの期間の中間日をいい、中間日が２日存在する場合は、最初の中間日をいう。

注８：　期間Ｍ／Ｓ日から決済起算点までの期間は、翌年の期間Ｍ／Ｓ日の応答日までを１年として年換算し、端数の日数については、決済起算点後の最初の期間Ｍ／Ｓ日の応答日までの日数で年換算した数値とする。Ｔｙｎについても同様とする。

注９：　Ｒｉは小数点以下第７位を四捨五入し、第６位までを有効とする。

別表第１０

支出費用特約により同特約を付して引き受ける場合

（保険金額当たりの率）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 技術の提供又は労務の提供の開始の日から決済条件の確定の日までの期間 | 約款第３条第１号から第７号までの事由に係る場合  （非常危険） | 約款第３条第１０号又は第１２号の事由に係る場合  （信用危険） |
| ３月以内  ３月超－　６月以内  ６月超－　９月以内  ９月超－１２月以内  １２月超－１５月以内  １５月超－１８月以内  １８月超－２１月以内  ２1月超－２４月以内  ２４月超－２７月以内  ２７月超－３０月以内  ３０月超－３３月以内  ３3月超－３６月以内  ３６月超－３９月以内  ３９月超－４２月以内  ４２月超－４５月以内  ４５月超－４８月以内  ４８月超－５１月以内  ５１月超－５４月以内  ５４月超－５７月以内  ５７月超－６０月以内  ６０月を超えるもの | ０．０７１％  　 ０．１４２％  　 ０．２１３％  　 ０．２８４％  　 ０．３５５％  　 ０．４２６％  　 ０．４９７％  　０．５６８％  　 ０．６３９％  　 ０．７１０％  　 ０．７８１％  　０．８５２％  　 ０．９２３％  　 ０．９９４％  　 １．０６５％  　 １．１３６％  　 １．２０７％  　 １．２７８％  　 １．３４９％  　 １．４２０％  １．４２０％に６０月を超える期間の３月又はその端数ごとに０．０７１％を加算した率 | ０．０１５％  　０．０３０％  　０．０４５％  　０．０６０％  　０．０７５％  　０．０９０％  　０．１０５％  　 ０．１２０％  　０．１３５％  　０．１５０％  　０．１６５％  　 ０．１８０％  　０．１９５％  　０．２１０％  　０．２２５％  　０．２４０％  　０．２５５％  　０．２７０％  　０．２８５％  　０．３００％  ０．３００％に６０月を超える期間の３月又はその端数ごとに０．０１５％を加算した率 |

別表第１１

短期限度額設定型貿易保険（製造業用）

（保険金支払限度額当たりの率）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 格付けによる区分 | 国カテゴリー別保険料（年率） | | | | | | |
| Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | F | G |
| 輸出契約等の相手方が与信管理区分Ｇ、ＥＥ若しくはＥＡに格付けされたものである場合 | 0.781% | 1.611% | 2.303% | 2.994% | 3.686% | 4.377% | 5.760% |
| 輸出契約等の相手方が与信管理区分ＥＭ又はＥＦに格付けされたものである場合 | 2.710% | 3.540% | 4.232% | 4.923% | 5.615% | 6.306% | 7.689% |

別表第１２

輸出手形保険

　　 　　（保険金額当たりの率）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手形の買取日から起算して手形の満期日までの期間 | 輸出手形保険約款第４条第１号から第４号までの事由に係る場合  　（非常危険） | 輸出手形保険約款第４条第第５号の事由に係る場合  　　　　　（信用危険） | |
| 一覧後定期払の荷為替手形のうち引受があったときに付属貨物を引き渡すもの  　　（Ｄ／Ａ） | 支払があったときに付属貨物を引き渡すもの  　　（Ｄ／Ｐ） |
| １０日以内  　１０日超－　２０日以内  　２０日超－　３０日以内  　３０日超－　４０日以内  　４０日超－　５０日以内  　５０日超－　６０日以内  　６０日超－　９０日以内  　９０日超－１２０日以内  １２０日超－１５０日以内  １５０日超－１８０日以内  １８０日超－２１０日以内  ２１０日超－２４０日以内  ２４０日超－２７０日以内  ２７０日超－３００日以内  ３００日超－３３０日以内  ３３０日超－３６０日以内  ３６０日超－３９０日以内  ３９０日超－４２０日以内  ４２０日超－４５０日以内  ４５０日超－４８０日以内  ４８０日超－５１０日以内  ５１０日超－５４０日以内  ５４０日超－５７０日以内  ５７０日超－６００日以内  ６００日超－６３０日以内  ６３０日超－６６０日以内  ６６０日超－６９０日以内  ６９０日超－７２０日以内 | ０．２２０％  　０．２４１％  　０．２６２％  　０．２９２％  　０．３２２％  　０．３５２％  　０．４４３％  　０．５３３％  　０．６２３％  　０．７１３％  　１．２２０％  　１．７２７％  　２．２３４％  　２．７４２％  　３．２４９％  　３．７５６％  　４．０３２％  　４．３０２％  　４．５７２％  　４．８４３％  　５．１１３％  　５．３８３％  　５．６５４％  　５．９２４％  　６．１９４％  　６．４６４％  　６．７３５％  　７．００５％ | ０．２４４％  　　０．２６８％  　　０．２９２％  　　０．３２４％  　　０．３５６％  　　０．３８８％  　　０．４８８％  　　０．５８８％  　　０．６８８％  　　０．７８８％  　　１．３４８％  　　１．９０８％  　　２．４６８％  　　３．０２８％  　　３．５８８％  　　４．１４８％  　　４．４５６％  　　４．７５６％  　　５．０５６％  　　５．３５６％  　　５．６５６％  　　５．９５６％  　　６．２５６％  　　６．５５６％  　　６．８５６％  　　７．１５６％  　　７．４５６％  　　７．７５６％ | Ｄ／Ａ料率に  0.132を乗じ  　　て得た料率 |

ただし、

①　一覧後定期払の荷為替手形のうち引受けがあったときに附属貨物を引き渡すもの（以下「Ｄ／Ａ」という。）及び支払があったときに附属貨物を引き渡すもの（以下「Ｄ／Ｐ」という。）に係る料率は、それぞれ一覧後満期までの期間に１０日を加えた期間を別表における満期までの期間とした場合の料率

②　一覧払の荷為替手形に係る料率は、別表の買取の日から満期までの期間が２０日の場合の「約款第４条第１号から第４号までの事由に係る場合」及び「約款第４条第５号の事由に係る場合」のＤ／Ｐの料率とする。

③　ＩＬＣ（発行銀行が与信管理区分Ｇ又はＳＡに格付けされている場合に限る。）付きＤ／Ａの場合の「約款第４条第５号の事由に係る場合」は、Ｄ／Ｐ料率を適用するものとする。

別表第１３

輸出保証保険

　　　　（保険金額当たりの率）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険期間  （注） | 輸出保証保険包括保険特約書によらず引き受ける場合  （個別保険） | 輸出保証保険包括保険特約書により引き受ける場合  （包括保険） |
| ３月以内  ３月超－　６月以内  ６月超－　９月以内  ９月超－１２月以内  １２月超－１５月以内  １５月超－１８月以内  １８月超－２１月以内  ２1月超－２４月以内  ２４月超－２７月以内  ２７月超－３０月以内  ３０月を超えるもの | ０．０７５％  ０．１５０％  ０．２２５％  ０．３００％  ０．３７５％  ０．４５０％  ０．５２５％  ０．６００％  ０．６７５％  ０．７５０％  ０．７５０％に３０月を超える期間の３月又はその端数ごとに０．０７５％を加算した率 | ０．０２５％  ０．０５０％  ０．０７５％  ０．１００％  ０．１２５％  ０．１５０％  ０．１７５％  ０．２００％  ０．２２５％  ０．２５０％  ０．２５０％に３０月を超える期間の３月又はその端数ごとに０．０２５％を加  算した率 |

　　　（注）保険期間は、保険契約の締結の日と次に掲げる日のいずれか遅い日から保証債務の終期又は消滅の日とする。

①入札保証の場合は落札した日

②契約履行保証の場合は、当該保証書を輸出保証の相手方に提出した日（貿易保険法第２条第９項第３号に掲げる輸出保証の場合において、当該提出した日が不明瞭なときは、同号に規定する保証人に提出した日とする。）又は輸出契約等の効力の発生の日のいずれか遅い日

③前受金返還保証の場合は、発注者から前受金を受領した日又は輸出契約等の効力の発生日のいずれか遅い日

別表第１４

前払輸入保険

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　（保険金額当たりの率）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保　険　期　間 | 前払輸入保険約款第３条第１号から第４号までの事由に係る場合  （非常危険） | 前払輸入保険約款第３条第５号又は第６号の事由に係る場合  （信用危険） |
| ６月以内  　　　６月超－　　１２月以内  　　１２月超－　　１８月以内  　　１８月超－　　２４月以内  　　２４月超－　　３０月以内  　　３０月超－　　３６月以内  　　３６月超－　　４２月以内  　　４２月超－　　４８月以内  　　４８月超－　　５４月以内  　　５４月超－　　６０月以内  　　６０月超－　　６６月以内  　　６６月超－　　７２月以内  　　７２月超－　　７８月以内  　　７８月超－　　８４月以内  　　８４月超－　　９０月以内  　　９０月超－　　９６月以内  　　９６月超－　１０２月以内  　１０２月超－　１０８月以内  　１０８月超－　１１４月以内  　１１４月超－　１２０月以内  　１２０月超－　１２６月以内  　１２６月超－　１３２月以内  　１３２月超－　１３８月以内  　１３８月超－　１４４月以内  　１４４月超－　１５０月以内  　１５０月超－　１５６月以内  　１５６月超－　１６２月以内  　１６２月超－　１６８月以内 | ０．０７６％  　　　０．１０７％  　　　０．１４４％　　　　　　　０．１７５％  　　　０．２１３％  　　　０．２４３％  　　　０．２８１％  　　　０．３１１％  　　　０．３５０％  　　　０．３８０％  　　　０．４１８％  　　　０．４４８％  　　　０．４８６％  　　　０．５１７％  　　　０．５５４％  　　　０．５８５％  　　　０．６２３％　　　　　０．６５３％  　　　０．６９１％  　　　０．７２２％  　　　０．７６０％  　　　０．７９０％  　　　０．８２４％  　　　０．８５８％  　　　０．８９３％  　　　０．９２７％  　　　０．９６１％  　　　０．９９５％ | ０．３２９％  　　０．４６２％  　　０．６２５％　　　　０．７５７％  　　０．９２２％  　　１．０５３％  　　１．２１８％  　　１．３４９％  　　１．５１５％  　　１．６４６％  　　１．８１１％  　　１．９４２％  　　２．１０７％  　　２．２３９％  　　２．４０２％  　　２．５３５％  　　２．６９９％　　　　２．８３１％  　　２．９９５％  　　３．１２７％  　　３．２９２％  　　３．４２３％  　　３．５７１％  　　３．７１９％  　　３．８６８％  　　４．０１６％  　　４．１６４％  　　４．３１２％ |

別表第１５

海外投資保険

　　　 　（保険金額当たりの率）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | |  | | 海外投資保険約款の種類 | 保険料(年率) |  |
|  |  | 海外投資（株式等）保険約款第２条第１号から第５号まで又は海外投資保険（不動産等）保険約款第２条第１号から第４号までの事由に係る場合 | (1) 非償還型 | ①海外投資（株式等）保険約款  （以下「株式約款」という。）のうち元本のみを保険の対象とするもの  ②海外投資（不動産等）保険約款 | ０．４３０％ |
|  | |
| (2) 混合型 | 1. 株式約款のうち元本・配当金等を 保険の対象とするもの | ０．４９０％ |
| (3) 償還型 | 1. 株式約款のうち配当金等のみを 保険の対象とするもの | ０．６００％ |

別表第１６

海外事業資金貸付保険（一括前払い方式）

（第１回償還期限の６月前から最終償還期限までの期間）

金利を付保しない場合

　　　 　（貸付元本に付保率を乗じて得た額当たりの率）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１回償還期限の６月前から  最終償還期限までの期間 | （非常危険）  注１ | （信用危険）  注２ |  |
| １年以内のもの | ０．５４８％ | ０．１１３％ |
| １年を超え１年６月以内のもの | ０．７２５％ | ０．１４９％ |
| １年６月を超え２年以内のもの | ０．８９７％ | ０．１８４％ |
| ２年を超え２年６月以内のもの | １．０６７％ | ０．２１９％ |
| ２年６月を超え３年以内のもの | １．２３３％ | ０．２５３％ |
| ３年を超え３年６月以内のもの | １．３９７％ | ０．２８７％ |
| ３年６月を超え４年以内のもの | １．５５６％ | ０．３２０％ |
| ４年を超え４年６月以内のもの | １．７１３％ | ０．３５２％ |
| ４年６月を超え５年以内のもの | １．８６６％ | ０．３８３％ |
| ５年を超え５年６月以内のもの | ２．０１７％ | ０．４１４％ |
| ５年６月を超え６年以内のもの | ２．１６５％ | ０．４４５％ |
| ６年を超え６年６月以内のもの | ２．３１０％ | ０．４７５％ |
| ６年６月を超え７年以内のもの | ２．４５３％ | ０．５０４％ |
| ７年を超え７年６月以内のもの | ２．５９３％ | ０．５３３％ |
| ７年６月を超え８年以内のもの | ２．７３０％ | ０．５６１％ |
| ８年を超え８年６月以内のもの | ２．８６４％ | ０．５８９％ |
| ８年６月を超え９年以内のもの | ２．９９７％ | ０．６１６％ |
| ９年を超え９年６月以内のもの | ３．１２５％ | ０．６４２％ |
| ９年６月を超え10年以内のもの | ３．２５３％ | ０．６６９％ |
| 10年を超え10年６月以内のもの | ３．３７７％ | ０．６９５％ |
| 10年６月を超え11年以内のもの | ３．５０１％ | ０．７１９％ |
| 11年を超え11年６月以内のもの | ３．６２２％ | ０．７４４％ |
| 11年６月を超え12年以内のもの | ３．７３９％ | ０．７６８％ |
| 12年を超え12年６月以内のもの | ３．８２３％ | ０．７８５％ |
| 12年６月を超え13年以内のもの | ３．９６９％ | ０．８１５％ |
| 13年を超え13年６月以内のもの | ４．０８２％ | ０．８３８％ |
| 13年６月を超え14年以内のもの | ４．１９０％ | ０．８６１％ |
| 14年を超え14年６月以内のもの | ４．２９８％ | ０．８８３％ |
| 14年６月を超え15年以内のもの | ４．４０３％ | ０．９０５％ |
| 15年を超え15年６月以内のもの | ４．５０６％ | ０．９２６％ |
| 15年６月を超え16年以内のもの | ４．６０９％ | ０．９４７％ |
| 16年を超え16年６月以内のもの | ４．７１０％ | ０．９６８％ |
| 16年６月を超え17年以内のもの | ４．８０７％ | ０．９８８％ |
| 17年を超え17年６月以内のもの | ４．９０３％ | １．００８％ |
| 17年６月を超え18年以内のもの | ４．９９９％ | １．０２７％ |
| 18年を超え18年６月以内のもの | ５．０９２％ | １．０４６％ |
| 18年６月を超え19年以内のもの | ５．１８３％ | １．０６５％ |
| 19年を超え19年６月以内のもの | ５．２７２％ | １．０８３％ |
| 19年６月を超え20年以内のもの | ５．３６１％ | １．１０２％ |

　注１：海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第２条第１号から第３号までの事由又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第２条第１号の事由に係る場合。

　注２：海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第２条第４号若しくは第５号の事由又は海外事業資金貸付（保証債務）約款第２条第２号若しくは第３号の事由に係る場合。

別表第１７

海外事業資金貸付保険（一括前払い方式）

（第１回償還期限の６月前から最終償還期限までの期間）

利率が８％未満の場合

（貸付元本に付保率を乗じて得た額当たりの率）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１回償還期限の６月前から  最終償還期限までの期間 | （非常危険）  注１ | （信用危険）  注２ |  |
| １年以内のもの | ０．５５８％ | ０．１１５％ |
| １年を超え１年６月以内のもの | ０．７３８％ | ０．１５２％ |
| １年６月を超え２年以内のもの | ０．９１５％ | ０．１８８％ |
| ２年を超え２年６月以内のもの | １．０８８％ | ０．２２４％ |
| ２年６月を超え３年以内のもの | １．２５７％ | ０．２５８％ |
| ３年を超え３年６月以内のもの | １．４２４％ | ０．２９２％ |
| ３年６月を超え４年以内のもの | １．５８７％ | ０．３２６％ |
| ４年を超え４年６月以内のもの | １．７４７％ | ０．３５９％ |
| ４年６月を超え５年以内のもの | １．９０４％ | ０．３９１％ |
| ５年を超え５年６月以内のもの | ２．０５８％ | ０．４２３％ |
| ５年６月を超え６年以内のもの | ２．２０９％ | ０．４５４％ |
| ６年を超え６年６月以内のもの | ２．３５７％ | ０．４８４％ |
| ６年６月を超え７年以内のもの | ２．５０２％ | ０．５１４％ |
| ７年を超え７年６月以内のもの | ２．６４５％ | ０．５４３％ |
| ７年６月を超え８年以内のもの | ２．７８５％ | ０．５７２％ |
| ８年を超え８年６月以内のもの | ２．９２２％ | ０．６００％ |
| ８年６月を超え９年以内のもの | ３．０５７％ | ０．６２８％ |
| ９年を超え９年６月以内のもの | ３．１８８％ | ０．６５５％ |
| ９年６月を超え10年以内のもの | ３．３１８％ | ０．６８２％ |
| 10年を超え10年６月以内のもの | ３．４４４％ | ０．７０８％ |
| 10年６月を超え11年以内のもの | ３．５７１％ | ０．７３４％ |
| 11年を超え11年６月以内のもの | ３．６９４％ | ０．７５９％ |
| 11年６月を超え12年以内のもの | ３．８４１％ | ０．７８４％ |
| 12年を超え12年６月以内のもの | ３．９３２％ | ０．８０３％ |
| 12年６月を超え13年以内のもの | ４．０４８％ | ０．８３２％ |
| 13年を超え13年６月以内のもの | ４．１６３％ | ０．８５６％ |
| 13年６月を超え14年以内のもの | ４．２７４％ | ０．８７８％ |
| 14年を超え14年６月以内のもの | ４．３８４％ | ０．９００％ |
| 14年６月を超え15年以内のもの | ４．４９１％ | ０．９２３％ |
| 15年を超え15年６月以内のもの | ４．５９７％ | ０．９４５％ |
| 15年６月を超え16年以内のもの | ４．７０１％ | ０．９６６％ |
| 16年を超え16年６月以内のもの | ４．８０４％ | ０．９８７％ |
| 16年６月を超え17年以内のもの | ４．９０３％ | １．００８％ |
| 17年を超え17年６月以内のもの | ５．００１％ | １．０２８％ |
| 17年６月を超え18年以内のもの | ５．０９９％ | １．０４８％ |
| 18年を超え18年６月以内のもの | ５．１９４％ | １．０６８％ |
| 18年６月を超え19年以内のもの | ５．２８７％ | １．０８６％ |
| 19年を超え19年６月以内のもの | ５．３７８％ | １．１０５％ |
| 19年６月を超え20年以内のもの | ５．４６９％ | １．１２４％ |

　注１：海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第２条第１号から第３号までの事由又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第２条第１号の事由に係る場合。

　注２：海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第２条第４号若しくは第５号の事由又は海外事業資金貸付（保証債務）約款第２条第２号若しくは第３号の事由に係る場合。

別表第１８

海外事業資金貸付保険（一括前払い方式）

（第１回償還期限の６月前から最終償還期限までの期間）

利率が８％以上であって１２％未満の場合

　　　 （貸付元本に付保率を乗じて得た額当たりの率）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１回償還期限の６月前から最終償還期限までの期間 | （非常危険）  注１ | （信用危険）  注２ |  |
| １年以内のもの | ０．５６４％ | ０．１１６％ |
| １年を超え１年６月以内のもの | ０．７４６％ | ０．１５４％ |
| １年６月を超え２年以内のもの | ０．９２５％ | ０．１９０％ |
| ２年を超え２年６月以内のもの | １．１００％ | ０．２２６％ |
| ２年６月を超え３年以内のもの | １．２７１％ | ０．２６１％ |
| ３年を超え３年６月以内のもの | １．４３９％ | ０．２９５％ |
| ３年６月を超え４年以内のもの | １．６０４％ | ０．３３０％ |
| ４年を超え４年６月以内のもの | １．７６６％ | ０．３６３％ |
| ４年６月を超え５年以内のもの | １．９２５％ | ０．３９５％ |
| ５年を超え５年６月以内のもの | ２．０８０％ | ０．４２８％ |
| ５年６月を超え６年以内のもの | ２．２３３％ | ０．４５９％ |
| ６年を超え６年６月以内のもの | ２．３８２％ | ０．４８９％ |
| ６年６月を超え７年以内のもの | ２．５２９％ | ０．５２０％ |
| ７年を超え７年６月以内のもの | ２．６７４％ | ０．５４９％ |
| ７年６月を超え８年以内のもの | ２．８１５％ | ０．５７８％ |
| ８年を超え８年６月以内のもの | ２．９５４％ | ０．６０６％ |
| ８年６月を超え９年以内のもの | ３．０９０％ | ０．６３５％ |
| ９年を超え９年６月以内のもの | ３．２２２％ | ０．６６２％ |
| ９年６月を超え10年以内のもの | ３．３５４％ | ０．６８９％ |
| 10年を超え10年６月以内のもの | ３．４８１％ | ０．７１６％ |
| 10年６月を超え11年以内のもの | ３．６１０％ | ０．７４２％ |
| 11年を超え11年６月以内のもの | ３．７３４％ | ０．７６７％ |
| 11年６月を超え12年以内のもの | ３．８８２％ | ０．７９２％ |
| 12年を超え12年６月以内のもの | ３．９７４％ | ０．８１２％ |
| 12年６月を超え13年以内のもの | ４．０９２％ | ０．８４１％ |
| 13年を超え13年６月以内のもの | ４．２０８％ | ０．８６５％ |
| 13年６月を超え14年以内のもの | ４．３２０％ | ０．８８７％ |
| 14年を超え14年６月以内のもの | ４．４３１％ | ０．９１０％ |
| 14年６月を超え15年以内のもの | ４．５４０％ | ０．９３３％ |
| 15年を超え15年６月以内のもの | ４．６４７％ | ０．９５５％ |
| 15年６月を超え16年以内のもの | ４．７５２％ | ０．９７６％ |
| 16年を超え16年６月以内のもの | ４．８５６％ | ０．９９８％ |
| 16年６月を超え17年以内のもの | ４．９５６％ | １．０１９％ |
| 17年を超え17年６月以内のもの | ５．０５５％ | １．０３９％ |
| 17年６月を超え18年以内のもの | ５．１５４％ | １．０５９％ |
| 18年を超え18年６月以内のもの | ５．２５０％ | １．０８０％ |
| 18年６月を超え19年以内のもの | ５．３４４％ | １．０９８％ |
| 19年を超え19年６月以内のもの | ５．４３６％ | １．１１７％ |
| 19年６月を超え20年以内のもの | ５．５２８％ | １．１３６％ |

　注１：海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第２条第１号から第３号までの事由又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第２条第１号の事由に係る場合。

　注２：海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第２条第４号若しくは第５号の事由又は海外事業資金貸付（保証債務）約款第２条第２号若しくは第３号の事由に係る場合。

別表第１９

海外事業資金貸付保険（一括前払い方式）

（第１回償還期限の６月前から最終償還期限までの期間）

利率が１２％以上の場合

　　 （貸付元本に付保率を乗じて得た額当たりの率）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１回償還期限の６月前から  最終償還期限までの期間 | （非常危険）  　注１ | （信用危険）  注２ |  |
| １年以内のもの | ０．５６９％ | ０．１１７％ |
| １年を超え１年６月以内のもの | ０．７５３％ | ０．１５５％ |
| １年６月を超え２年以内のもの | ０．９３３％ | ０．１９２％ |
| ２年を超え２年６月以内のもの | １．１０９％ | ０．２２８％ |
| ２年６月を超え３年以内のもの | １．２８２％ | ０．２６３％ |
| ３年を超え３年６月以内のもの | １．４５２％ | ０．２９８％ |
| ３年６月を超え４年以内のもの | １．６１８％ | ０．３３２％ |
| ４年を超え４年６月以内のもの | １．７８１％ | ０．３６６％ |
| ４年６月を超え５年以内のもの | １．９４２％ | ０．３９９％ |
| ５年を超え５年６月以内のもの | ２．０９９％ | ０．４３１％ |
| ５年６月を超え６年以内のもの | ２．２５３％ | ０．４６３％ |
| ６年を超え６年６月以内のもの | ２．４０３％ | ０．４９４％ |
| ６年６月を超え７年以内のもの | ２．５５１％ | ０．５２４％ |
| ７年を超え７年６月以内のもの | ２．６９７％ | ０．５５４％ |
| ７年６月を超え８年以内のもの | ２．８４０％ | ０．５８３％ |
| ８年を超え８年６月以内のもの | ２．９８０％ | ０．６１２％ |
| ８年６月を超え９年以内のもの | ３．１１７％ | ０．６４０％ |
| ９年を超え９年６月以内のもの | ３．２５１％ | ０．６６８％ |
| ９年６月を超え10年以内のもの | ３．３８３％ | ０．６９５％ |
| 10年を超え10年６月以内のもの | ３．５１２％ | ０．７２２％ |
| 10年６月を超え11年以内のもの | ３．６４１％ | ０．７４８％ |
| 11年を超え11年６月以内のもの | ３．７６７％ | ０．７７４％ |
| 11年６月を超え12年以内のもの | ３．９１７％ | ０．７９９％ |
| 12年を超え12年６月以内のもの | ４．００９％ | ０．８１９％ |
| 12年６月を超え13年以内のもの | ４．１２８％ | ０．８４８％ |
| 13年を超え13年６月以内のもの | ４．２４５％ | ０．８７３％ |
| 13年６月を超え14年以内のもの | ４．３５８％ | ０．８９５％ |
| 14年を超え14年６月以内のもの | ４．４７０％ | ０．９１８％ |
| 14年６月を超え15年以内のもの | ４．５７９％ | ０．９４１％ |
| 15年を超え15年６月以内のもの | ４．６８８％ | ０．９６４％ |
| 15年６月を超え16年以内のもの | ４．７９４％ | ０．９８５％ |
| 16年を超え16年６月以内のもの | ４．８９９％ | １．００６％ |
| 16年６月を超え17年以内のもの | ５．０００％ | １．０２８％ |
| 17年を超え17年６月以内のもの | ５．１００％ | １．０４８％ |
| 17年６月を超え18年以内のもの | ５．１９９％ | １．０６９％ |
| 18年を超え18年６月以内のもの | ５．２９６％ | １．０８９％ |
| 18年６月を超え19年以内のもの | ５．３９１％ | １．１０７％ |
| 19年を超え19年６月以内のもの | ５．４８４％ | １．１２７％ |
| 19年６月を超え20年以内のもの | ５．５７７％ | １．１４６％ |

　注１：海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第２条第１号から第３号までの事由又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第２条第１号の事由に係る場合。

　注２：海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第２条第４号若しくは第５号の事由又は海外事業資金貸付（保証債務）約款第２条第２号若しくは第３号の事由に係る場合。

別表第２０

各保険種における国カテゴリー毎の国倍率

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 国カテゴリー毎の国倍率 | | | | | | | |
| Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 貿易一般保険（短期） | 個別保険 | 0.4 | 1.0 | 1.5 | 2.0 | 2.5 | 3.0 | 4.0 | 5.0 |
| 包括保険 | 0.4 | 1.0 | 2.0 | 3.0 | 3.8 | 4.5 | 6.0 | 8.0 |
| 貿易一般保険（中長期） | 個別保険 | 0.4 | 1.0 | 1.5 | 2.0 | 2.5 | 3.0 | 4.0 | 5.0 |
| 包括保険 | 船前の保険料にかかる国倍率は、貿易一般保険（短期）包括保険に同じ | | | | | | | |
| 船後の保険料にかかる国倍率は総合料率に含まれる | | | | | | | |
| 貿易一般保険（支出費用） | | 0.4 | 1.0 | 1.5 | 2.0 | 2.5 | 3.0 | 4.0 | 5.0 |
| 輸出手形保険 | | 0.4 | 1.0 | 1.5 | 2.0 | 2.5 | 3.0 | 4.0 | 5.0 |
| 前払輸入保険 | | 0.4 | 1.0 | 1.5 | 2.0 | 2.5 | 3.0 | 4.0 | 5.0 |
| 海外投資保険 | 非償還型 | 0.58 | 0.72 | 0.86 | 1.00 | 1.21 | 1.40 | 1.58 | 2.05 |
| 混合型 | 0.59 | 0.73 | 0.84 | 1.00 | 1.20 | 1.69 | 1.92 | 2.47 |
| 償還型 | 0.60 | 0.70 | 0.83 | 1.00 | 1.20 | 1.38 | 1.57 | 2.02 |
| 海外事業資金貸付保険 | | 0.37 | 0.53 | 0.68 | 0.85 | 1.00 | 1.15 | 1.32 | 1.47 |

＊上記ＡからＨの国カテゴリーは、日本貿易保険が別に定める国カテゴリーの区分に従う。

別表第２１

貿易一般保険個別保険に係る外貨建対応方式の場合（年払い方式）

（保険期間の１年又はその端数毎に日本貿易保険が別に定める当該保険年度の保険料算定基礎金額に付保率を乗じて得た

金額当たりの率）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保険契約等で定める  利率  （注） | 決済の起算点から最終の  決済期限までの期間 | 約款第３条第１号から第７号までの事由に係る場合  （非常危険） | 約款第３項第１０号及び第１２号の事由に係る場合  （信用危険） |
| ８％以下 | ５年以内  ５年超　　　－　８年６月以内  ８年６月超　－　１０年以内  １０年超　　－　１２年以内  １２年超 | ０．８０６％  　０．８８５％  　０．９２４％  　０．９７９％  　１．０６８％ | ０．１０１％  　０．１１１％  　０．１１５％  　０．１２２％  　０．１３３％ |
| ８％超１２％以下 | ５年以内  ５年超　　　－　８年６月以内  ８年６月超　－　１０年以内  １０年超　　－　１２年以内  １２年超 | ０．８６７％  　０．９７６％  　１．０２９％  　１．１０３％  　１．２２３％ | ０．１０９％  　０．１２２％  　０．１２９％  　０．１３８％  　０．１５２％ |
| １２％超１６％以下 | ５年以内  ５年超　　　－　８年６月以内  ８年６月超　－　１０年以内  １０年超　　－　１２年以内  １２年超 | ０．９２７％  　１．０６４％  　１．１３０％  　１．２２３％  　１．３７２％ | ０．１１６％  　０．１３３％  　０．１４１％  　０．１５３％  　０．１７１％ |
| １６％超 | ５年以内  ５年超　　　－　８年６月以内  ８年６月超　－　１０年以内  １０年超　　－　１２年以内  １２年超 | ０．９８４％  　１．１４９％  　１．２２７％  　１．３３８％  　１．５１６％ | ０．１２４％  　０．１４４％  　０．１５３％  　０．１６７％  　０．１８９％ |

（注）　保険契約等で定める利率とは、変動金利対応方式を採用しない場合は保険契約で定める利率、変動金利対応方式を採用する場合は輸出契約の締結の日における当該契約に規定する貿易一般保険（外貨建・変動金利対応方式）特約第９条第１項の適用変動金利を用いて保険契約で定める利率の計算式に従い算出された利率であって当該保険年度における最大のもの

別表第２２

貿易一般保険包括保険に係る外貨建対応方式の場合（年払い方式）

（保険期間の１年又はその端数ごとに日本貿易保険が別に定める当該保険年度の保険料算定基礎金額に付保率を乗じて得

た金額当たりの率）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保険契約等で定める  利率  （注） | 決済の起算点から最終の  決済期限までの期間 | 約款第３条第１号から第７号までの事由に係る場合  （非常危険） | 約款第３条第１０号又は第１２号の事由に係る場合  （信用危険） |
| ８％以下 | ５年以内  ５年超　　　－　８年６月以内  ８年６月超　－　１０年以内  １０年超　　－　１２年以内  １２年超 | ０．３０５％  ０．３１６％  ０．３２３％  ０．３３５％  ０．３５６％ | ０．０６３％  　０．０６４％  　０．０６６％  　０．０６８％  　０．０７２％ |
| ８％超１２％以下 | ５年以内  ５年超　　　－　８年６月以内  ８年６月超　－　１０年以内  １０年超　　－　１２年以内  １２年超 | ０．３２９％  ０．３４９％  ０．３６１％  ０．３７９％  ０．４１０％ | ０．０６７％  　０．０７１％  　０．０７３％  　０．０７７％  　０．０８３％ |
| １２％超１６％以下 | ５年以内  ５年超　　　－　８年６月以内  ８年６月超　－　１０年以内  １０年超　　－　１２年以内  １２年超 | ０．３５２％  ０．３８２％  ０．３９８％  ０．４２２％  ０．４６２％ | ０．０７２％  　０．０７８％  　０．０８１％  　０．０８５％  　０．０９３％ |
| １６％超 | ５年以内  ５年超　　　－　８年６月以内  ８年６月超　－　１０年以内  １０年超　　－　１２年以内  １２年超 | ０．３７４％  ０．４１３％  ０．４３３％  ０．４６３％  ０．５１１％ | ０．０７６％  　０．０８４％  　０．０８８％  　０．０９４％  　０．１０３％ |

（注）　保険契約等で定める利率とは、変動金利対応方式を採用しない場合は保険契約で定める利率、変動金利対応方式を採用する場合は輸出契約の締結の日における当該契約に規定する貿易一般保険（外貨建・変動金利対応方式）特約第９条第１項の適用変動金利を用いて保険契約で定める利率の計算式に従い算出された利率であって当該保険年度における最大のもの

別表第２３

　貿易一般保険（外貨建・変動金利対応方式：年払い）特約、貿易一般保険（外貨建対応方式：年払い）特約、海外事業資金貸付保険（外貨建・変動金利対応方式：年払い）特約、海外事業資金貸付保険（外貨建対応方式：年払い）特約、海外事業資金貸付保険（変動金利対応方式：年払い）特約、海外事業資金貸付保険（外貨建・変動金利対応方式：一括前払い）特約、海外事業資金貸付保険（外貨建対応方式：一括前払い）特約又は海外事業資金貸付保険（変動金利対応方式：一括前払い）特約を付した場合の割増料率

１　貿易一般保険個別保険及び包括保険

　　①外貨建・変動金利対応方式の場合　：　１００分の１１０．６

　　②外貨建対応方式の場合　：　１００分の１０９

２　海外事業資金貸付保険

1. 年払い
2. 外貨建・変動金利対応方式の場合　：　１００分の１１０．６
3. 外貨建対応方式の場合　：　１００分の１０９
4. 変動金利対応方式の場合　：　１００分の１０４
5. 一括前払い

　①外貨建・変動金利対応方式の場合　：　１００分の１２８．９

　②外貨建対応方式の場合　：　１００分の１２７

　③変動金利対応方式の場合　：　１００分の１２１．２

別表第２４

　短期総合保険特約書により引き受ける場合であって、貿易一般保険約款第３条第１０号又は第１２号の事由に係る損害率に信用保険料率が相応しないと認められる場合

　特約書附帯別表第４第１号(3)ロに該当する場合における約款第３条第１０号又は第１２号の事由に係る場合Ａ（信用危険Ａ）又は約款第３条第１０号又は第１２号までの事由に係る場合Ｂ（信用危険Ｂ）に乗じる割引割増率（以下「保険成績調整率」という。）は、特約書附帯別表第１第２号に定める部門ごとに、次のとおりとする。ただし、イ．に規定する損害率（特約締結者の支払保険料に対する保険金の受取額（回収金納付額を控除した額）の割合）は甲の直近２年間（以下「対象期間」という。）の付保実績から算出することとする。

　　　　 イ．損害率は、貿易一般保険約款第２条２号のてん補危険について約款第３条第１０号又は第１２号に該当する事由により受ける損失に係るものを対象とし、次の算式により算定することとする。

　　　　　　〔算式：損害率の算定（小数点以下第２位を四捨五入）〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保険金支払額＋未払保険金（期末－期首）－回収金 | | | ×　１００ |
| Σ〔既収保険料÷（１＋ | 保険成績調整率 | ）〕 |
| １００ |  |

（注）保険金支払額・・対象期間に保険金の支払がなされた額

・・対象期間の期首と期末において、保険金請求に係る

保険金が未払となっている額

・・対象期間の回収金納付通知書に基づく納付額

既収保険料関係・対象期間の保険料を１年毎に、当該各年の保険成績

調整率を用い調整し算定した既収保険料の合計額

　　　　　ロ．保険成績調整率は、次の表の左欄に掲げる損害率につきそれぞれ同表の右　　　　　　欄に掲げる率とする。

　特約の更新前に適用された保険成績調整率を「基礎調整率」とし、特約更新時に算出した損害率に該当する保険成績調整率を「暫定調整率」として、基礎調整率と暫定調整率がかい離している場合は、次の表において基礎調整率を暫定調整率の方向に（i）又は（ii）の段階分移動し、特約更新後に適用する保険成績調整率とする。

　（i）基礎調整率と暫定調整率のかい離が次の表において３段階以下の場合には、１段階

　（ii）基礎調整率と暫定調整率のかい離が次の表において４段階以上の場合には、２段階

　なお、この保険成績調整率を最初に適用する場合は、基礎調整率を０％とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 損害率 | 保険成績調整率 |  |
| ０％～　２０％未満 | －５０％ |
| ２０％～　４０％未満 | －４０％ |
| ４０％～　６０％未満 | －３０％ |
| ６０％～　８０％未満 | －２０％ |
| ８０％～　９８％未満 | －１０％ |
| ９８％～１０３％未満 | ０％ |
| １０３％～１１０％未満 | ＋１０％ |
| １１０％～１２０％未満 | ＋２０％ |
| １２０％～１４０％未満 | ＋４０％ |
| １４０％～１６０％未満 | ＋６０％ |
| １６０％～１８０％未満 | ＋８０％ |
| １８０％～２００％未満 | ＋１００％ |
| ２００％以上 | ＋１００％以上 |